

令和7年12月第194回定例 農業委員会総会議事録

令和7年12月10日(水)
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第766号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題767号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第768号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第769号 近江八幡市農業委員会農家台帳等管理規定の一部改正について

報告第468号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第469号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

- 事務局長 委員の皆様ご苦労様です。
それでは早速ですが定刻となりましたので、令和7年12月第194回定例総会の開会をお願い致します。
また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。
- 議長 本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。
12月に入って大変慌ただしくなってきましたが、温かい日、寒い日とありますが、体調には注意してお過ごしいただきたいと思ひます。
- 議長 それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。
本日の現在出席委員21名、欠席の届出 3名（18番●●●●委員、11番●●●●委員、13番●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。
会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、12月総会が成立していることを報告いたします。
それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和7年12月第194回定例総会を、ただ今から開催します。
- 議長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、
8番●●●●委員
9番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願ひします。
- 議長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。
議第766号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。
- 事務局 議第766号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、

許可することについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、大中町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,922㎡、同じく大中町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,222㎡、世帯の経営面積、渡人94.9アール、受人147.4アールで今回の申請面積を合わせますと198.8アールとなります。渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、受人につきましては、白王町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大でございます。

番号2、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積125㎡、世帯の経営面積、渡人1.3アール、受人0アールで今回の申請面積1.3アールとなります。渡人につきましては、東近江市乙女浜町●●番地、●●●●、受人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作でございます。

番号3、土地の所在地、加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積226㎡、世帯の経営面積、渡人150.1アール、受人7.5アールで今回の申請面積を合わせますと9.7アールとなります。渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用、相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、水荃町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,190㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,738㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,834㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,029㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,036㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積671㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積714㎡、世帯の経営面積、渡人102.1アール、受人14,154.1アールで今

回の申請面積を合わせますと14,256.2アールとなります。渡人につきましては、野洲市小篠原●●番地、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大、従来より耕作でございます。

番号5、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,222㎡、同じく野村町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,152㎡、同じく野村町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積719㎡、水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,461㎡、同じく水荃町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,352㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,099㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,099㎡、世帯の経営面積、渡人141アール、受人10,991.7アールで今回の申請面積を合わせますと11,132.7アールとなります。渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大、従来より耕作でございます。

番号6、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積487㎡、渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積393㎡、渡人につきましては、野村町●●番地●、●●●●●、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積423㎡、渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●●、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積544㎡、渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●●、同じく野村町●●番●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積295㎡、渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●●、同じく野村町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積83㎡、渡人につきましては、野村町●●番地●、●●●●●、同じく野村町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積102㎡、渡人につきましては、野村町●●番地●、●●●●●、同じく野村町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積350㎡、渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●●、同じく野村町●●番●、登記地目、現況地

目とも畑、登記地目、現況地目とも畑、登記面積245㎡、渡人につきましては、●●●●、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積300㎡、渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積318㎡、渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、以上11筆3,540㎡の受人につきましては、野村町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望または管理困難、譲受理由につきましては、新規就農でございます。

●●氏は、野村町の●●●●でブドウ栽培を三重県いなべ市の●●●●でサツマイモ栽培の技術の習得と経営管理に関する知識を習得されました。また、「青年等就農計画」が市の認定審査会を経て認められ、市の認定新規就農者に認定されておられます。この点でも栽培技術及び経営について、審査会で審議されていることから、問題ないと考えます。

資金計画については、認定新規就農者が融資を受けることができる「青年等就農資金」を活用し、ブドウ栽培に必要なブドウ棚等の資材を購入する予定で、ブドウ栽培が軌道に乗るまでは、サツマイモを栽培される計画であり問題ないと考えます。

また、県普及指導員や●●の●●氏から、技術及び経営管理について、今後も支援を受けられる予定であります。

今回申請された農地の他に紫色で示した農地は、農地中間管理機構を通じた賃貸借で貸借され、橙色で示した農地は、相続等の手続きが完了したら今後農地法第3条申請され購入する予定であり、この区域一体で就農される予定です。

番号7、土地の所在地、浄土寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,157㎡、同じく浄土寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,107㎡、世帯の経営面積、渡人222.4アール、受人、近江八幡市では0アール、東近江市で35.6アール経営されています。渡人につきましては、浄土寺町●●番地、●●●●、受人につきましては、東近江市下羽田町●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作、相手方の要望でございます。

番号8、土地の所在地、西宿町●●番●、登記地目、現況地目

とも畑、登記面積95㎡、世帯の経営面積、渡人5.9アール、受人274.5アールで今回の申請面積を合わせますと275.4アールとなります。渡人につきましては、長福寺町●●番地、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接地と一体利用でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

（特に補足説明もないようですので、）皆様にお伺いします。
質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 766 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 767 号、農地法第4条第1項の規定に

よる申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 768 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第767号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積175㎡、申請人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、カーポートで、現地は平成10年頃に造成されカーポートとして利用されております。今回、先ほどの農地法第3条許可申請する際に当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積85㎡、同じく加茂町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積209㎡、申請人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農家住宅で、現地は平成3年頃に造成され、農家住宅として利用されております。今回、先ほどの農地法第3条許可申請する際に当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、末広町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積262㎡、申請人につきましては、末広町●●番地●●、●●●●、申請地は、末広町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農

地と判断をいたしました。転用目的は、住宅で、現地は昭和60年頃に造成され、申請者の母の住宅として利用されておりました。今回、相続した土地を調べたところ転用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第768号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、牧町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,186㎡、渡人につきましては、牧町●●番地、●●●●、●●●●、受人につきましては、彦根市原町●●番地●●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、牧町地先の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は露天資材置場で、事業拡大に伴い、現在所有している申請地南側の露天資材置場を拡張されるものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、佐波江町●●番の一部、登記地目、現況地目とも畑、申請面積188㎡の内101.7㎡、渡人につきましては、佐波江町●●番地、●●●●、同じく佐波江町●●番の一部、登記地目、現況地目とも畑、申請面積203㎡の内114.85㎡、渡人につきましては、佐波江町●●番地、●●●●、以上2筆216.55㎡の受人につきましては、佐波江町●●番地、●●●●、申請地は、佐波江町地先の農地で、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、賃貸借です。転用目的は、テントハウス型の農業用倉庫で、営農規模拡大に伴い、現在使用している農業用倉庫が手狭になったことから、申請されたものです。第1種農地は、原則、転用は認められませんが、農業用施設の用に供する場合であるものについては、例外的に認められるものです。

番号3、土地の所在地、末広町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、申請面積474㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●

●番地●●、●●●●、同じく末広町●●番●、登記地目、畑、現況地目、田、申請面積489㎡、渡人につきましては、東近江市平田町●●番地●●、●●●●、同じく末広町●●番、登記地目、畑、現況地目、田、申請面積267㎡、同じく末広町●●番、登記地目、畑、現況地目、田、申請面積228㎡、渡人につきましては、末広町●●番地、●●●●、以上4筆、1,458㎡の受人につきましては、福岡県福岡市博多区博多駅東●丁目●番●●号、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、末広町地先の農地で、近江鉄道平田駅からおおむね500m以内であることから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は太陽光発電施設で、立地基準上、また、代替性の観点からも、他に適地がなく、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、申請者については、近隣にも同様の施設を有しておりますが、看板の設置、草刈り等を適切に行っていることを確認しております。

番号4、土地の所在地、末広町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積4,700㎡の内24.58㎡、渡人につきましては、大阪府豊中市新千里南町●丁目●番●●ー●●号、●●●●、安土町内野●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,874㎡の内34.58㎡、渡人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●、以上2筆、59.16㎡の受人につきましては、東近江市今在家町●●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西生来町及び安土町内野地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、賃貸借です。転用目的は、県で実施される河川の橋台工事に伴う農水管移設のための一時転用をされるものです。本来、農振農用地区域内農地の転用は認められませんが、本件については、3年以内の一時転用で位置が限定されており、完了後は農地に復元されることから、例外的に許可し得るものであります。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第767号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第768号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現

地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。
結果報告を、7番●●●●委員、よろしくをお願いします。

委 員

11月28日に、議第767号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第768号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて3番●●●●委員、8番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

全て、てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。
番号1の案件です。

周辺に農地が無いことから、問題はないと考えます。

番号2の案件です。

農地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ対策をされていることから、問題ないと考えます。

番号3の案件です。

現況どおり使用されるため、問題ないと考えます。

番号4の案件です。

一時的な転用であり、農地に復元されることから、問題ないと考えます。

第4条許可申請3件、第5条許可申請4件、計7件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長

それでは次に
議第 769 号 近江八幡市農業委員会農家台帳等管理規程の
一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第769号、近江八幡市農業委員会農家台帳等管理規程の一部改正について、を説明させていただきます。上記の議案を提出する。令和7年12月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

近江八幡市農業委員会農家台帳等管理規程の一部を次のように改正する、ということで第10条中「市役所の執務時間内」を「近江八幡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後4時45分まで」に改める、ということで、1月から新庁舎が開庁しますが、市役所の開庁時間が変更となります。これまでの午前8時30分から午後5時15分まででしたが、午前9時から午後4時45分までに変更になります。このことに伴いまして、農家台帳の閲覧時間も変更する必要がありますことから今回変更の一部改正を提案させていただいております。9ページには新旧対照表がございますのでご覧いただきたいと思っております。ちなみに執務時間はこれまでどおり午前8時30分から午後5時15分までと変わりませんが、窓口が開くのが短縮されることとなります。また電話についても開庁時間と同じ午前9時から午後4時45分までとなりますのでご注意をお願いします。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 769 号 近江八幡市農業委員会農家台帳等管理規程の一部改正については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 それでは、次に報告第 468 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 469 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第468号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年12月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、鷹飼町●●番、畑、13㎡、受理日及び受理番号、令和7年11月27日、510番、渡人につきましては、大阪市西区新町●丁目●●番●●一●●号、●●●●、外1名、受人につきましては、彦根市小泉町●●番地の●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天駐車場及び露天物置、区分については、売買でございます。

続きまして、報告第469号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和7年12月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、今回は全て賃貸借契約解除で20件ございました。内容は耕作者の変更、中間管理機構への変更が主だったものとなっています。

2、農地法施行規則第53条第1項第11号、電気事業者が送電用電気工作物等を設置する場合に基づく協議について、目的に

つきましては、電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔、支持物、敷地の防草のための進入路、一時転用でございます。契約の種類は賃貸借、番号1、西生来町●●番の一部、田、2,901㎡の内773.47㎡、外1筆、貸渡人につきましては、西生来町●●番地、●●、外1名、借受人につきましては、大津市におの浜●一●一●●、●●●●株式会社でございます。

番号3、公共工事における一時転用について協議がありましたので報告をさせていただきます。

①県営農地防災事業水荃東部地区における農地の一時転用について、協議者につきましては、滋賀県東近江農業農村振興事務所田園課長、協議地につきましては、牧町●●番●、外3筆、目的につきましては、水荃東部地区工事における工食用道路及び作業ヤード設置のため、期間につきましては、令和7年11月から令和8年5月29日まででございます。②県営農地防災事業加茂地区における農地の一時転用について、協議者につきましては、滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課長、協議地につきましては、加茂町●●番、外9筆、目的につきましては、加茂地区用水路工事における作業ヤード設置のため、期間につきましては、令和7年12月4日から令和8年4月30日まででございます。③武佐老蘇線連絡道路整備事業における農地の一時転用について、協議者につきましては、近江八幡市都市整備部土木課長、協議地につきましては、西生来町●●番●、目的につきましては、工事における休憩所及び仮設トイレの設置のため、期間につきましては、令和7年11月から令和8年3月まででございます。

以上報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第468号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第469号その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 194 回定例農業委員会総会を閉会しま
す。

閉会 午後2時10分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員